

家電リサイクル法に係わる要望点事項

※この資料は各都道府県の意見を地区でまとめ連合会に提案されてきている事項

1. リサイクル料金について

- (1) 排出時排出者負担から製品価格に組み入れた前払い方式への変更
- (2) リサイクル料金内容の開示（消費者に高すぎるというイメージを与えていていることへの対応）（決算内容の開示）
- (3) リサイクル料金の見直しと値下げ
(製品の大・小による細分化したリサイクル料金の設定、特にテレビ・冷蔵庫)
- (4) 3Rの明確化

2. 指定引取り場所について

- (1) 現在のA・B毎の引取り場所の共有化と適正設置（増設を含む）
- (2) 小売店店頭での引渡しへの改善
- (3) 自治体ストックヤードの活用方法の検討(静脈流)

3. 法律・制度の運用上障害となっている問題

- (1) 自治体などが実施している家電品リサイクル施設の問題
- (2) 収集運搬費の適正な設定の指導（100円、500円の価格は販促手段）
- (3) 廃品回収業者による無料回収車の町内凱旋に対する問題
- (4) メーカーの出荷台数に対する回収率の問題
- (5) 違反業者の罰則強化
- (6) 一時保管商品の「盜難」に対する対策
- (7) リサイクル法を利用した販売手法に対する規制の方法（集客手段）
- (8) 国民の意識向上のPR（行政）と併せて流通業者への周知活動の継続

家電リサイクル法に関する署名活動実施の趣意書

2001年4月1日「循環型社会」を目指す法律として世界から注目される家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)が本格施行された。

この法律の骨子は、メーカーはリサイクル義務、小売事業者は消費者からの引き取りとメーカーへの引渡し義務、消費者はリサイクル費用の負担が義務付けられている。

長い間の「廃棄物処理」という概念からは大きく、国民に変革を求める法律となりました。

当連合会は本法律制定に対して、所管する経済産業省又は、メーカーに、法律の趣旨とする「循環型社会の構築」という大義には異論はないが、地域小売店に義務を課す事により、いま以上のコスト(労働コスト含む)負担増となることがないよう、家電流通の競争・商習慣の実態も十分に把握された上で、システムの構築を図ることが重要である事を提案してきました。

法律が施行された後の関係方面での状況やリサイクル台数に基づいた集計発表内容によると、家電リサイクル法は順調に推移していると言われていますが小売事業者、特に地域小売店においての法律遵守には大変なご負担・ご苦心が強いられた結果であり、この実態について家電リサイクルに携わる関係方面的担当者に深く認識を持っていただく必要があると思っています。

法律の施行にあたって、政府は施行後5年経過した段階で「施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じ、社会の実情に応じて必要な制度の手直しを行なう」としています。

全国電商連は、法律施行前の家電リサイクル法特別委員会を拡充、各地区協議会の代表者による委員会を編成し、現行法律の遵守の啓発、現状の諸問題の把握とその集約を行ってきました。去る9月26日同委員会で集約事項を検討、その結果として組合員による署名活動を実施、関係方面に地域店としての意思表示を明確にするべきと決定、11月29日開催の理事会に提案し、全会一致で承認されました。

家電リサイクル法の施行5年経過後の「法律施行状況の検討に加えていただく」ための組合員の強い意見である事を広く関係先に表明することを目的として、以下の事項を基本として、組合員による署名活動を実施致します。

1.リサイクル料金の前払い制の導入(法律第2章第6条関連)

(主旨)現行制度では、消費者が負担するリサイクル料金は製品価格と別々に支払うことになっているが、消費者とのトラブル、小売事業者の事務負担などの軽減を図るために、製品価格に含めて消費者が負担する。

2.指定引取場所(Aグループ・Bグループ)の共有化(法律第4章第29条関連)

(主旨)現行の指定場所は適正に配置されているとは言えず、小売事業者の運搬業務に係わるコストは増大している。このコストは消費者に転嫁することになり、消費者にとっても不公平感が生ずる。小売事業者の運搬は、自社(店)の至近距離の集積場所とするためA・Bグループを共有化とする。

3.リサイクル料金の適正な設定と採算状況の公表(法律第4章第20条関連)

(主旨)施行時においては適正な設定をされたものと疑わないが、5年間に順調に推移している状況から、効率的にリサイクル事業が推進されているものと思われる。従って料金の見直しが必要である。また、自治体が実施するリサイクルは安価で行われている実態も踏まえ、消費者が納得する料金設定を要望する。

以上

平成17年11月29日 全国電機商業組合連合会理事会

平成17年 9月26日 全国電商連家電リサイクル法特別委員会

家庭用品回収

家庭で不要になった、電化製品を無料で回収いたします。
壊れても、部品がなくてもかまいません。

無料

(例)

無料回収できる電化製品

- ・テレビ (木製有料)
- ・洗濯機
- ・エアコン
- ・掃除機
- ・アンプ (チューナー) 類
- ・衣類乾燥機
- ・換気扇
- ・除湿機
- ・食器洗い乾燥機
- ・ステレオ、スピーカー (木製有料)
- ・扇風機
- ・ストーブ、ファンヒーター
- ・電子レンジ
- ・ビデオテッキ
- ・ミシン (木製有料)
- ・餅つき機
- ・ラジカセ
- ・炊飯器
- ・その他電化製品

無料回収できない電化製品

- ・冷蔵庫
- ・こたつ
- ・電気カーペット等、その他木・紙・布の付着している電化製品、箱にはいっている電化製品は、有料になります。

回収日時

日時 : 18年 6月 20日 (火)

8時 ~ 8時 30分

場所 : さなえ公園前、

※ その他大型ゴミのことは当社にご連絡ください。 (有料) ← 各自で

鳥取市指令 一般廃棄物処理業 受環境 286号

有限会社マルヤス産業